

次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業に係る
事業者選定アドバイザリー業務委託における公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザリー業務委託」の契約相手となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザリー業務委託

(2) 業務内容

業務内容は別紙「仕様書」を参照すること。

(3) 業務場所

福岡県久留米市上津町2199-35

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。

3. 予算額

見積額の上限は48,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。尚、令和4年度の支払い限度額は16,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とし、令和5年度の支払い限度額は32,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. スケジュール

令和4年6月1日（水）	公募開始
令和4年6月7日（火）	質問書受付締切
令和4年6月10日（金）までに回答	質問書に対する回答
令和4年6月28日（火）まで	参加申込書・業務提案書等の受付期限
令和4年7月7日（木）	【予定】資格審査の結果通知及びヒアリング日時通知
令和4年7月14日（木）	【予定】ヒアリングの実施
令和4年7月20日（水）	【予定】候補者選定の審議
令和4年7月21日（木）	【予定】審査結果通知の送付
令和4年8月1日（月）	【予定】契約締結

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、業務提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (3) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・ 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあっては国民健康保険料
 - ・ 久留米市以外の福岡県内 県税
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされ

- ている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 市から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 過去10年間（平成24年度から公告日まで）に国または地方公共団体（地方自治法昭和22年法律第67号）が発注した、ごみ焼却施設（余熱利用による発電設備を備えた施設規模100t/日以上に限る）の施設整備及び運営事業の選定に係る事業者選定アドバイザリー業務において、受注し、完了した実績を有すること。
- (9) 本業務の実施に際して、業務の進行や成果品の品質等の照査を実施する「照査技術者」、業務の全般にわたり管理及び統括等を行う「管理技術者」、管理技術者を補佐する「担当技術者」をそれぞれ配置できる者であること。なお、配置する各技術者とは1年以上の恒常的な雇用関係を有することとし、各技術者は兼務できないものとする。また、本業務において管理技術者と担当技術者については専任で配置するものとし、各技術者は次の要件を満たす者であることとする。

【照査技術者】

①資格要件：技術士法で定める技術士のうち次のア、イいずれかの資格を有すること。

ア.衛生工学部門：廃棄物・資源循環

（旧 廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む。）

イ.総合技術監理部門：衛生工学一廃棄物・資源循環

（旧 衛生工学一廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む）

②実務経験：過去10年間（平成24年度～本業務公告日まで）に国又は地方公共団体（地方自治法昭和22年法律第67号）が発注した、ごみ焼却施設（余熱利用による発電設備を備えた施設規模100t/日以上に限る）の施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザリー業務において、照査技術者又は管理技術者として業務を履行した実績を有すること。

【管理技術者】

①資格要件：【照査技術者】で示した項目①を満たすこと。

②実務経験：【照査技術者】で示した項目②の業務において、照査技術者、管理技術者又は担当技術者として業務を履行した実績を有すること。

【担当技術者】

①資格要件：【照査技術者】で示した項目①又はRCCM(廃棄物)の資格を有すること。

②実務経験：【照査技術者】で示した項目②の業務において、照査技術者、管理技術者又は担当技術者として、業務を履行した実績を有すること。

7. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式1）を電子メールに添付して、「16.問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 期限

令和4年6月7日（火）17時15分まで（必着）

(3) 受付場所

久留米市環境部建設課（久留米市上津町 2199-35 上津クリーンセンター）
TEL 0942-65-3229
FAX 0942-21-0302
E-mail seisoken@city.kurume.lg.jp

(4) 回答方法

令和4年6月10日（金）までに質問書（様式1）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。ただし、本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保つことができないような質問には回答しないものとする。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、③④は参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

① 参加申込書	(様式2)	1部
② 参加資格に係る申立書	(様式3)	1部
③ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）		1部
④ 納税等証明書（次ページ参照）		1部
⑤ 役員等調書及び照会承諾書	(様式4)	1部
⑥ 誓約書	(様式5)	1部
⑦ 委任状	(様式6)	1部
(支店等に参加手続き等の委任を行う場合)		
⑧ 会社概要書		1部
⑨ 業務提案書（9. 業務提案書作成方法を参照）	(様式7)	13部
（ア） 全体スケジュール案	(A3版 様式任意)	13部
（イ） 本業務全体のフローチャート	(A3版 様式任意)	13部
（ウ） 本業務の実施方針及び具体的な作業内容	(様式8-1)	13部
（エ） PFI等事業推進上の課題認識と対処方法	(様式8-2)	13部
（オ） 事業者の選定方法・選定基準（案）について	(様式8-3)	13部
（カ） 本市についての認識	(様式8-4)	13部
（キ） 要求水準書（案）の作成について	(様式8-5)	13部
（ク） 施設整備及び運営事業に関する 予定価格の検討について	(様式8-6)	13部
（ケ） 施設の運営等に関する要件の検討について	(様式8-7)	13部
（コ） 業務実施体制表（協力会社も含む）	(様式8-8)	13部
（サ） 本業務の遂行に協力する会社の概要	(様式8-9)	13部
（シ） 配置予定者調書（照査技術者）	(様式8-10)	13部
（ス） 配置予定者調書（管理技術者）	(様式8-11)	13部
（セ） 配置予定者調書（担当技術者）	(様式8-12)	13部
*そのほか配置予定者がいる場合 (様式8-13) を使用すること		
（ソ） 各技術者の雇用関係を証明するもの（健康保険証の写しなど）		13部
（タ） 各技術者の業務実績を証明するもの (技術者選任通知書の写しなど)		13部
（チ） ごみ焼却施設の施設整備及び運営事業に 係る事業者選定アドバイザリー業務実績書 (様式8-14)		13部
*業務実績を確認できる書類を添付すること（契約書の写しなど）		
（ツ） 価格提案書	(様式9)	13部
*積算の内訳等がわかる内訳書（任意様式）を添付すること		

*久留米市競争入札参加資格者名簿の登録者にあっては、上記の③～⑦の書類を省略することができる。

[納税等証明書]

申請者区分に従って法人・個人別に○または△がついている証明を提出。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること

申請者区分			税区分 税目	証明書 発行所	法人	個人
市外 (県外)	市外 (県内)	市内				
○	○	○	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	所管税務署	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）
-	○	○	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税事務所	福岡県税に未納がない証明
-	-	○	久留米市税	法市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市	久留米市税に滞納がない証明
-	-	△	久留米市国民健康保険料	国民健康保険料	久留米市	不要

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

(2) 提出期間

令和4年6月28日（火）までの8時30分から17時15分まで（必着）。ただし土日祝日を除く。

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「16. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9. 業務提案書作成方法

(1) 作成様式

- ① 表紙 : 「次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザリー業務委託 業務提案書」と記載。
- ② 様式 : 下記の記載様式とし、日本工業規格A4版縦型・長辺綴じとする。両面で印刷し、ページ番号に付すこと。
- ③ 文字 : フォントサイズ11ポイント・横書きを基本とする。
- ④ 提出部数 : 13部（正本1部、副本12部）
副本12部は会社名及び会社名が容易に類推される表現を除くこと。また提案書の電子データをCD-Rに格納し1枚提出すること。
データの形式については、Microsoft Office2016で読み込み可能

なWord, Excel, Power Point, またはPDFで作成すること。

- ⑤ 制限枚数：なし
 (2) 記載様式、記載項目及び留意事項
提案書作成について、別紙の「次期上津クリーンセンター施設整備基本計画」の記載内容を前提とし、提案すること。

記載様式	記載項目	留意事項
A3版 様式任意	1. 本業務を受託するにあたっての基本的な考え方 (全体スケジュール、フローチャート)	・PFI法に準じた手続きにより事業を進める際の全体スケジュール案を示すこと。また、スケジュール案に沿った本業務の進め方をフローチャートで示すこと。
様式8-1	2. 本業務の実施方針及び具体的な作業内容	・アドバイザーとしての具体的な実施方針及び具体的な作業内容を示すこと。
様式8-2	3. PFI等事業推進上の課題認識と対処方法	・今後、本市が次期施設整備を進めるに当たり、契約や財務上等の発生しうる問題や課題の抽出とその対処方法について示すこと。
様式8-3	4. 事業者の選定方法・選定基準(案)について	・次期施設整備及び運営事業に関する事業者の選定方法・選定基準(案)を作成する上での方針、考え方を示すこと。
様式8-4	ア. 本市についての認識	・本市の廃棄物行政について自由に記述すること。
様式8-5	イ. 要求水準書(案)の作成について	・本市の整備予定地の状況を踏まえ、要求水準書(案)を作成する上で、施設の整備に関して発生しうる課題の抽出とその対処方法について示すこと。
様式8-6	ウ. 次期施設整備及び運営事業に関する予定価格の検討について	・次期施設整備及び運営事業に関する予定価格を検討するうえで、市場調査等を踏まえ、どのような手順で行うのかを示すこと。
様式8-7	エ. 施設の運営等に関する要件の検討について	・要求水準書(案)を作成する上で、施設の運営等に関して発生しうる課題の抽出とその対処方法について示すこと。
様式8-8 様式8-9	6. 本業務を遂行するにあたっての執行体制の充実度 (協力会社を含む)	・本業務を遂行するにあたっての建築関係・法律関係・廃棄物関係の有資格者(1級建築士・弁護士・技術士等:協力会社を含む)、及び建築・廃棄物関係以外の技術士(協力会社を含む)について示すこと。尚、本業務を遂行するにあたって協力会社を起用する場合は、その会社の概要を記述すること。
様式8-10 様式8-11 様式8-12 様式8-13	7. 照査技術者、管理技術者の経験および能力 8. 担当技術者の経験および能力 9. 照査技術者、管理技術者及び担当技術者以外で本業務を担当する職員の経験および能力	・担当者の経歴・経験等についてそれぞれ記載すること。
様式8-14	ごみ焼却施設における業者選定アドバイザリー業務受託実績	・過去10年間に公共が発注したごみ焼却施設(余熱利用による発電設備を備えた施設規模100t/日以上に限る)における受注者としての業務実績について記入する。
様式9	(最低見積金額/各自業者の見積金額) × 100点	・本業務の経費について示すこと。また、経費の明細内訳(算定根拠共)を明示すること。 原本には代表者印を押印すること。

10. 審査方法

(1) 業務提案書の評価項目、評価基準及び配点は以下のとおりである。

評価項目			評価基準	配点
① 企画提案	実施方針	1. 本業務を受託するにあたっての基本的な考え方 (全体スケジュール、フローチャート)	全体スケジュールの妥当性及びフローチャートの妥当性	20点
		2. 本業務の実施方針及び具体的な作業内容	業務内容を十分理解しているか及び業務量把握の妥当性	20点
		3. PFI等事業推進上の課題認識と対処方法	本事業における課題を的確に認識しているか及び対処方法の妥当性	20点
		4. 事業者の選定方法・選定基準(案)について	事業者の選定方法・選定基準(案)を作成する上での方針・考え方の妥当性	20点
		ア. 本市についての認識	本市の廃棄物行政についてどの程度理解しているか	10点
		イ. 要求水準書(案)の作成について	整備予定地の状況や課題を的確に認識しているか及び対処方法の妥当性	20点
		ウ. 次期施設整備及び運営事業に関する予定価格の検討について	次期施設整備及び運営事業に関する予定価格の検討手順を的確に把握しているか及び予定価格検討手順の妥当性	20点
		エ. 施設の運営等に関する要件の検討について	施設の運営・維持管理について十分な知識があるか	20点
	実施体制	6. 本業務を遂行するにあたっての執行体制の充実度 (協力会社を含む)	1級建築士、弁護士及び技術士の人数	30点
		7. 照査技術者、管理技術者の経験および能力	照査技術者、管理技術者のごみ焼却施設の整備および運営事業の選定に係る事業者選定アドバイザリー業務経験年数及び件数	20点
		8. 担当技術者の経験および能力	担当技術者のごみ焼却施設の整備および運営事業の選定に係る事業者選定アドバイザリー業務経験年数及び件数	20点
		9. 照査技術者、管理技術者及び担当技術者以外で本業務を担当する職員の経験および能力	照査技術者、管理技術者、担当技術者以外で本業務を担当する職員のごみ焼却施設の整備および運営事業の選定に係る事業者選定アドバイザリー業務経験年数及び件数	30点
② 業務実績	企業実績	ごみ焼却施設における業者選定アドバイザリー業務受託実績	ごみ焼却施設の整備および運営事業の選定に係る事業者選定アドバイザリー業務実績件数	50点
③ 価格提案	見積金額	(最低見積金額/各自業者の見積金額) × 100点		100点
合計点				400点

(2) 採点基準

採点基準	評価値
優秀である	1.0
満足できる	0.8
平均的である	0.5
物足りなさを感じる	0.2
まったく、満足できない	0.0

(3) 評価点の算出方法

- 応募者の評価点を次のとおり算定し、すべての評価者（5人）の評価点を合計する。
- ・価格提案以外の項目 = 配点 × 評価値
 - ・価 格 提 案 = 配点 × (最低見積金額/各自業者の見積金額)
 - ・評価点の合計 = 価格提案以外の項目の合計 + 価格提案の合計

(4) ヒアリングについて

提出した業務提案書等の内容について、ヒアリングを実施する。

① ヒアリングの概要

- ・ヒアリング実施日：令和4年7月14日（木）【予定】
- ・実施場所：久留米市環境部建設課（久留米市上津町2199-35 上津クリーンセンター）
- ・実施内容：業務提案内容の概略説明15分及び質疑応答：15分程度
- ・参加人数：3人以内
- ・資格審査の結果通知時に詳細なヒアリング日時を通知する。

② ヒアリングの留意事項

- ・提出した業務提案書を用いて概要説明を行うこと。
- ・ヒアリングにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。
- ・新型コロナウィルス感染症の状況等を考慮して、ヒアリングを中止する場合がある。

1 1. 候補者の選考方法

失格者を除いた者のうち、評価点の合計点が最も高い者を契約の相手方の最優秀者として選定する。また、次点の者を1者選定し、最優秀者との契約が不調となった場合には次点の者と交渉を行う。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止することがある。尚、合計点が最も高いものが2以上あるとき、以下の順で候補者を決定する。

- ア 「企画提案」の得点が高いもの
- イ 「価格提案」の得点が高いもの
- ウ 「業務実績」の得点が高いもの

上記でも優劣がつかない場合は、別途日を定め、くじ引きにより候補者を決定する。

1 2. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- (3) 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 価格提案書の金額が3. 予算額を超過した場合

1 3. 審査結果

- (1) 通知方法 業務提案書等を提出し、参加資格を満たした全ての者に文書にて通知するとともに、市公式ホームページに掲載する。
- (2) 通知時期 令和4年7月21日（木） 【予定】 審査結果通知の送付

1 4. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 5. その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「16. 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

- ① 提案書の提出は、1社につき1案とする。
- ② 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- ③ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- ④ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 管理技術者及び担当技術者の変更

本業務遂行に際し、提案書に記載された管理技術者および担当技術者の変更は原則として認めない。ただし、変更の理由および変更予定者について、本市がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(4) 受託者の整備事業等への参画・関与の禁止

本業務の受託者又は受託者と資本・人事面等において関連をもつ者は、次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業に係る事業者選定に参加する応募企業若しくは応募企業のグループのアドバイザーとなることはできず、また次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業に係る事業者選定に参加する応募企業、応募企業グループの一員又は協力会社となることはできない。

なお、「受託者と資本・人事面等において関連をもつ者」とは、受託者が会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号で定める子会社である関係のもの及び受託者が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第5項で定める関連会社の関係であるものを指す。

(5) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 予算の議決

本件の契約には、令和4年度本格予算（債務負担行為を含む）の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約として成立しない。

(7) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(8) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(9) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている

者は、この限りではない。

16. 問い合わせ先

〒830-0052 福岡県久留米市上津町2199-35 上津クリーンセンター3階
久留米市環境部建設課 (担当 日吉・佐澤)
TEL : 0942-65-3229 FAX : 0942-21-0302
E-mail : seisoken@city.kurume.lg.jp